

事業を拡大したい。

【事業の概要】

- 目的
県内中小企業者の資金繰りを支援。
- 事業内容
＜地方創生推進資金＞
- (1) 食の長崎応援資金
【申込対象者】
 - ①食品の製造及び加工に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた方
 - ②長崎フードバリューアップ事業計画の認定を受けた方
- (2) ものづくり企業育成応援資金
【申込対象者】
 - ①下記5分野に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた方
 - ア 半導体関連 イ ロボット(産業用機械)関連
 - ウ 造船・プラント関連 エ 医療機器関連
 - オ 航空機関連
 - ②長崎県新成長ものづくり産業事業拡大計画の認定を受けた方
 - ③長崎県成長産業サプライチェーン強化学業計画の認定を受けた者
 - ④長崎県航空機関連産業事業拡大計画の認定を受けた者
 - ⑤長崎県ロボット・IoT関連システム開発実証事業計画の認定を受けた方

(3) 健康・観光関連産業応援資金

【申込対象者】

ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた方

○融資条件

資金名	食の長崎応援	ものづくり企業育成応援	健康観光関連
資金用途	運転・設備		
限度額	2億円(運転資金5,000万円)		
貸付利率	1.35%	1.30%	
保証料率	0.2%		
償還期間	設備12年 (うち据置2年) 運転 7年 (うち据置1年)	設備10年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置1年)	
取扱期間	令和8年3月31日の保証承諾分まで		

【問い合わせ先】

産業労働部 経営支援課 「金融支援」チーム

担当: 青木、園田、門司

電話: 095-895-2651 FAX : 095-895-2580

E-mail: s05570@pref.nagasaki.lg.jp

事業資金を確保したい。

【事業の概要】

＜緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）＞

○ 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける県内中小企業者の資金繰りに対応するため、「緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）」の取扱を継続。

国の制度を活用した実質無利子融資は令和3年3月末までの保証申込受付で終了しています。

○ 仕組み

融資と保証の審査を金融機関と信用保証協会が実施。
県の負担等で保証料、金利を引き下げている。

○ 融資対象

最近1ヶ月かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比して減少見込みである県内中小企業者。

○ セーフティネット保証等の認定要件

以下のいずれかの市町長の認定を受けることで保証料率を軽減。

(1) セーフティネット保証5号（指定業種、売上減少要件▲5%）

最近3ヶ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

(2) セーフティネット保証4号（保証対象の全業種、売上減少▲20%）

新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(3) 危機関連保証（保証対象の全業種、全国、売上減少要件▲15%）

新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として、最近1か

月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

○ 申込窓口

融資のご相談 県制度融資取扱金融機関の各支店
セーフティネット保証認定 事業所の所在地の市町商工担当課

	融資条件
資金用途	設備・運転
限度額	1億円
貸付利率	1.30%
保証料率	0.05%～0.90% セーフティネット保証4号及び危機関連保証の場合 0.05% セーフティネット保証5号の場合 0.00% ※セーフティネット保証及び危機関連保証は市町 長の認定が必要です。
償還期間	10年（うち据置2年以内）
取扱期間	令和2年3月2日から当分の間

【問い合わせ先】

産業労働部 経営支援課 「金融支援」チーム 担当：青木、園田、門司

電話：095-895-2651

FAX：095-895-2580

E-mail：s05570@pref.nagasaki.lg.jp